

令和6年度 飯山市移住支援住宅建設促進事業（改修）

【対象となる要件】

- ・市外から転入し、定住しようとする者。（申請時に市内に転入した日から起算して1年以内の者を含む。）
- ・申請時に市内へ転入してから5年以内で、申請時に賃貸住宅に居住している者。
- ・上記いずれかの要件が満たされ、かつ定住を目的に5年以上居住する予定の方。
- ・要綱第3条第2項の要件全てを満たす者。
- ・工事請負契約を締結したもの。（ただし、交付申請時において工事請負契約の締結日から3年以内のものに限る。）

【補助額】

補助対象経費	補助額の計算	補助限度額
市内業者が請け負う50万円以上の住宅の改修経費	補助対象経費の25%に相当する額（1,000円未満切捨て）以内	20万円

※市内業者→市内に本店又は支店が所在する法人又は個人事業者

【補助対象者】 ※次の条件にすべて該当する方

- ・転入の日から起算して過去1年以内に本市の住民基本台帳に記録されたことのない者。
- ・住宅を相続等により取得した者で、前住所地の市町村民税（特別区民税を含む。）に滞納がない者。
- ・相続等により取得した住宅に5年を超えて居住しようとする者。

【用語の解説】

- ・住宅 独立して居住できる居室を有する建物で、台所、便所及び浴室の設備を有するものをいう。
- ・中古住宅 新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、購入した日から1年を経過し、又は居住されたことがあるものをいう。
- ・住宅改修 新たに自己が居住する目的で取得する住宅の改修工事をいう。

【交付申請書類等】

- 1 申請者の住民票（世帯全員、続柄必要、本籍不要）
※本市への転入の日から1年前の住所地が証明できるもの
- 2 前住所地の市町村民税の納税証明書又は完納証明書
- 3 誓約書兼同意書（様式第1号の2）
- 4 工事請負契約書の契約書の写し
- 5 補助対象住宅の案内図及び平面図（住宅改修予定箇所を明記したもの）
- 6 改修工事を行う場合は着工する前の当該工事箇所の写真
- 7 その他市長が特に必要と認める書類

※上記の他に要件、その他注意事項等ありますので、まずはお問い合わせください。

お問合せ先
飯山市役所 建設水道部 移住定住推進課 移住定住係
Tel:0269-67-0740 E-mail:ijuteiju@city.iiyama.nagano.jp